

令和5（2023）年度
第1回栃木県公共事業評価委員会
会議結果の概要

栃木県公共事業評価委員会

令和5(2023)年度 第1回栃木県公共事業評価委員会
会議結果概要

- 1 日 時 令和5(2023)年9月29日(金曜) 9:30~11:53
- 2 場 所 栃木県庁 本館6階 大会議室2
- 3 出席者 大澤 和敏(宇都宮大学農学部 教授)
木村 由美子(栃木県女性団体連絡協議会 事務局長)
藤島 博英(足利大学工学部 講師)
山岡 暁(宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)
山口 麻梨子(栃木県弁護士会 弁護士)
横山 稔(栃木県経済同友会 理事)

[敬称略・50音順]

4 議事案件

栃木県県土整備部所管事業の再評価について(審議案件)

(1) 道路事業

- ア 一般国道 400号 那須塩原市 三島・西赤田
- イ 主要地方道 鹿沼下野線 下野市 小金井
- ウ 一般県道 築地吉水線 佐野市 築地

(2) 河川事業

- ア 一級河川 杣井木川 小山市 押切

5 議 事

県土整備部所管事業

(1) ア 一般国道 400 号 那須塩原市 三島・西赤田

【委員】

事業の実施に伴って費用が増えるということですが、浸透池の設置というのは、道路の幅員が増加したことによってその排水を受けるということで、浸透池の面積や貯水容量等を計算して決めたのですか。

【栃木県】

はい、そうなります。今まで田んぼや畑だった部分が、道路を整備することによってアスファルトになるため、今までより流出量が増加します。そういったものを含めて排水となって水路に流入しますので、排水量の増加分を浸透池でカバーしていくというものでございます。

【委員】

それを元々の計画に含めなかったのはなぜでしょうか。幅員が広がるのはわかっているのに、その分の排水性をよくすることは事前に考えられたのかなと思ったのですが。

【栃木県】

当初計画の中では、増える分を流末にそのまま流すことを想定して設計していました。その後、令和元年の台風など様々な異常気象や出水等があり、水を受け切れずに被害などが出ている中、これ以上排水を増やさない方向でやってもらいたいという水路管理者からの申し出もございましたので、それを受けた対応でございます。

【委員】

大雨が頻発するというので対応を改めたということですね。

【栃木県】

はい。

【委員】

何点かお聞きします。

まず、工事費の増額の③で、「労務資材単価の高騰等による増額」ということで 7.5 億円とあるのですが、何に基づいてこの金額を出されたのか。そもそも予定されていた工事費と、実際にこの5年間に契約を結ばれた金額との対比でこういう数字が出るのか。そのあたりの根拠をというのが1点。

2点目として、2件目の鹿沼下野線、3件目の築地吉水線の事業も同じ理由で工事費が増額されていると思うのですが、2件目、3件目の事業と比較して、同じ理由での増額がこの事業はすごく高いように感じています。この件は平成30年を基準としているので、後の2件目、3件目の事業と比べると前回計画が一番近い時期ですので、経年による単価高

騰の影響は割合的には一番少ないと考えるのですが、にもかかわらず、この増加率がすごく大きくなっているのはどういった理由なのか。

もう1点は、用地補償費というのがそもそも具体的にどういった費用かということをお教えいただきたい。それに関連して、住宅建築資材が高騰すると、どうしてこの費用がこれだけ上がるのか、というところも教えていただければと思います。以上です。

【栃木県】

まず1点目の増加分の出し方ということですが、費用の算定方法について、これまでにかかってきた部分は、実績の費用です。資材価格では令和3、4、5年というところで実際に上がってきていますし、実績ベースも、当初の平成25年頃に試算していたときよりも余計にお金がかかってしまっているのが実情です。

【委員】

今回は平成30年と比べているのですよね。

【栃木県】

そのとおりです。平成30年から比べると、右側の建設資材で見ますと、106が現在137に上がっていますし、労務単価についても上がっています。今の時点で既に支出した分は実績として出てくるのですが、今後の費用については、残事業費を今の単価で改めて再試算しています。そうしますと7.5億円多くかかってしまうということで事業費が上がっています。実際に積算上の単価が上がると工事費も上がってしまうということで、増額理由として出しているものでございます。

2つ目の質問についてですが、2件目、3件目の事業と比べると、それぞれで工事の内訳が変わってまいります。道路工事では、橋梁が入るなど、箇所によって内容が若干変わってきます。今回、それぞれの箇所で試算した中で、結果としてこのお金が出てきたということですが、内容としては、それぞれの残事業費について改めて現在の単価で再積算したものでございます。

もう1点の用地補償費の関係ですが、県の方で道路事業を実施するときに、道路拡幅のために用地を取得する際、まず土地の値段については鑑定士にお願いして土地の単価を算定し、その費用で買収することになります。

土地の単価についてはあまり大きな変動はないのですが、土地とあわせて物件、建物がある場合は、取り壊して新たに再設や建て直す、土地の残りが少ないときは郊外に再築するなど、ケースバイケースで契約を結ぶ形になります。

その中で、建物の取り壊しをして建て直すときのお金の算定が、例えば当初は1件当たり約3,000万円で見込んでいたけれども、今同じことをやろうとしても約3割上がって3,900万円になってしまいます。安いまま補償してしまうと、移設のときに地権者の方の建て替えができなくなってしまうので、その単価についても、適切な単価で見直して補償していくことにしています。そういったことを受けた事業費の増加でございます。

【委員長】

回答についてはよろしいでしょうか。労務単価は比較的順調に上がっていますが、建設資材等はここ数年急に上がっていますので、そういう影響もあるのかなと思います。いかがでしょうか。

【委員】

単価が上がってしまって費用が増えるというのはやむを得ないことかなと思うので、そこについて何かということではないのですが、それを理由とするのであれば、工事の規模に応じて大体同じような上がり幅になるのかなと前提として思ったので。同じ理由をつけるのであれば、同じようなパーセンテージで上がる場所があるので、工事の規模に応じてですが。もしほかの工事と比較して、労務資材単価の高騰という理由での上がり幅が大きく異なるのであれば、プラスアルファの事情が何かあるのかなと、個人的に気になったところがあります。

【委員長】

結局これは、この事業だけではなくて、3つの事業を比較しての質問ということだと思います。規模とかその辺に関して、最終的に資機材が上がっているというような説明がなされればと思いますが、いかがでしょうか。

【栃木県】

2件目の小金井工区は、残りの工事費ベースでいくと約5億円です。それに対する増額分は大体1.4億円となり、残工事費の約3割です。

それに対して、三島・西赤田工区は約18億円に対して約7.5億円です。残工事費の3～4割でございます。

実際のところ、橋梁が入るなど、資材によって内訳が変わってきます。鋼材関係などは特に大きく変わる傾向があります。

【委員長】

3～4割ということで、まずはよろしいでしょうか。

【委員】

はい、ありがとうございます。

(1) イ 主要地方道 鹿沼下野線 下野市 小金井

【委員】

1件目の事業も3件目の事業も含めて大変な事業で、なかなか計画どおりいかないところ、頑張ってマネジメントいただいていることに敬意を表します。

しかしながら、本委員会で諮っている道路事業3件と、河川事業1件についてここまで費用が膨らむことに関しては、やはり発注者側は説明責任があると思っています。その点に関して、手元に資料があれば教えてほしいのですが、もしなければ、次の案件の説明の

ときに準備いただければと思います。

県のマネジメントに関する細目で教えていただきたいところがあるのですが、県は事業ごとに、何社に発注しているのか教えていただければと思います。恐らく1社であるとは思いますが、分割しているなら分割で関係する事業者の数を教えてもらえればと思います。

また、経年の入札プロセスについて、公開入札の競争形式でやっているのか、随意契約でやっているのかということと、業者の今までの遍歴を教えていただければと思います。このあたりの事業費増に関して、県もしっかりマネジメントした上でこうなっているというところは発信していった方がいいと思っています。大変な御苦勞されていると思いますので、そのあたりはアピールした方がいいと思って質問させていただきました。

いずれにしても、事業の目的等は理解しておりますし、非常に大事な事業だと思っておりますので、どうか実現させたいと思いつつ、ここまで費用が膨らむと、やはり説明責任は必要かなと思つての質問でした。以上です。

【栃木県】

発注の方の業者数というのは工事でよろしいですか。

【委員】

工事です。用地取得などは別です。

【栃木県】

工事につきましては、現在完了しているところについて、過年度に何社入れたかは、今数字を持ち合わせておりませんので即答できないのですが、これまで工事をやってきたところについては、基本的に用地が繋がった段階で、一定の効果が発現できるころについて工事を発注しています。そのときに工事ができる区間の大きさに発注ロットが変わってきますので、そのときに応じた適切なロットに分割して発注しています。

結果的に何社になったかは、手元に資料がないのでお答えできませんが、用地を進めながら、まとまってきたところは工事を出すという形で発注しています。

工事の発注は、用地が取得されてからしかできないものですから、工区全体の見通しとしては今のところ未定という形になります。業者に工事を先にお願ひするわけではございません。

【栃木県】

この工事全体を一本で出しているのか、何個かに分けて契約しているのかという感じで思われていると思いますが。

【委員】

そのような先の話をしているのではなく、今までの話をしています。

用地が確保できないと発注できないのはわかっています。工事業者の選定の仕方や工事業者をどういう形で発注しているかというところは、透明にした方がいいと思います。税

金を払っている側からすると、ポイントになると思います。そこはお出しした方がいいと思います。業者も努力されており、県も努力されているというところは、細かく明示しなければならないのではないのでしょうか。これだけ増額している理由が「昨今の物価高」だけだと、納得感は得られないのではないかという意味でした。

これから先は未定なので、透明性を持ってやっていけばいいと思います。今までのプロセスは間違っていなかったということ、もう少し細かく言う必要があるのではないかという意味です。

【栃木県】

工事の発注については、年度ごとに出したりしていますので、かなり多くの数で発注しています。

入札につきましても、その工事の規模によって、随意契約はあまり使わずに指名競争です。金額が上がってきますと、一般競争入札ということで広く募った上で応札していただく形になりますので、入札のやり方については、県の入札要領に基づいた形で透明性をもって発注していると理解いただければと思います。

【委員】

ありがとうございます。今の説明で大体わかりました。指名競争だということは、入札システムを見れば公開されているということですね。

【栃木県】

はい。

【委員】

非公開の入札ではなく、公開入札をされていますよね。

【栃木県】

はい。

【委員】

それは非常に大事なことだと思っています。随意契約でやられていないのであれば、そこは透明性が確保できていると思います。

ただ、指名されている指名業者がどこかというところがブラックボックスになりやすいです。ずっと同じ業者が取っているとなると、疑いをかけられることになりますから、そのあたりをしっかりとアピールされた方が、コストに関する誤解がないと思います。今回の件ではわからないので、そこは気をつけた方がいいと思います。

数字を持ち合わせていないことは理解しました。なので、今の説明で今回はよろしいかと思いますが、先ほどの他の委員の質問にもありましたが、数字に関するロジックは疑義を持たれかねない数字にまで膨らんでいると思いますので、そこは気をつけた方がいいと思います。

繰り返しますが、事業の目的は理解しておりますし、大変な事業だなと思っています。

長くなりましたが、失礼しました。

【委員長】

ありがとうございました。ということは、今回は今の回答でとりあえず理解したということですか。

【委員】

はい。数字はすぐに準備できないということですし、公開されているプロセスだということは今お聞きできましたので、結構でございます。

【委員長】

ということは、次回以降まだ評価委員会がございまして、そのときには、そういう情報にも配慮して説明していただくということによろしいですか。

【委員】

はい。そうしていただけると、より透明性が高まると思いますので、もしできれば御検討をお願いします。

(1) 主要地方道 鹿沼下野線 下野市 小金井

【委員】

丁寧な説明をありがとうございました。

2点ほどお聞きしたいのですが、まず今回の9ページ目、今後の事業進捗の見直しということで、工期が大幅に遅れるという話がありました。工期が遅れる理由としては、用地取得に時間を要するというので、地元との折り合いがつかないことで工期が遅れるという御説明でした。そもそもの計画段階で地元からの意見聴取をされたと思いますが、どのような意見があったのでしょうか。

また、地元との折り合いがつかないということでの用地取得費の計画ですが、工期が遅れることにそこがどの程度入っているのかというのが1点あります。

あとは3便益の話です。道路事業3件とも3便益は関わりがあると思いますが、この事業の場合、5ページに「防災拠点、緊急医療機関へのアクセス強化」が事業を実施する課題として上げられていますが、3便益の中に、例えば防災拠点・救急医療機関へのアクセス強化は入っているのかどうか、教えていただきたいと思います。

【栃木県】

まず1点目の着手時の地元意見ですが、この時点では、最終的に1期工区について先行して進めるということで、着手時に説明会を実施しています。

その際には、元々この道路は都市計画道路ということで、以前からずっと都市計画決定されている道路でしたので、事業に入りますということの了解をいただいて、その後に測量設計に入りました。その時点では特に大きな反対はなかったのですが、一部地権者についてはうちには当てないでほしいといった御意見は個別にありました。ただ総論としては、

具体的に事業を進めていく中で、補償費なども見ながら、個別に交渉させていただきたいということで説明したところでございます。

その後、測量設計等をやって実際の計画内容を具体的に示す段階でも同じような話はあったのですが、事業を進めて欲しいという強い意見などもありましたので、全体としては事業に入っていくということで同意を得たところでございます。

ただ、先ほど言った、補償内容の折り合いが付かないケースなどについては、この時点ではまだ具体的な単価や補償費は提示できませんので、そういった議論はございませんでした。

境界についても、その説明会時点では話題にならず、説明会の後の境界立会い中で発覚してきた内容でございます。ですので、全体としては地元の合意を得た中で進んでいるのですが、個別に交渉してきた中で個別の地権者の考えに合わない部分で交渉が難航している状況でございます。

2つ目の、地元との折り合いがつかないことによって事業費等に増加が出ているのかということですが、基本的には、折り合いがつかないので土地の単価を上げますということはありませんので、それが故に上がることはありません。しかし、県で算定した補償内容が相手に考えている補償内容と若干違うことや、見積もりをとってみたらそれでは合わないといったケースについては、このような内容で積算しているので合わないということを説明して、補償内容のすり合わせをしています。

例えば、今の建物に対して県は補償するけれども、地権者側では建て替えた後は多少グレードアップしたいとか、今のライフスタイルに合わせた形で建てるとなると、少し形が変わって増額になります。今の建物ベースでしか県は補償費を出せないで、増額分は出せないというところでの折り合いがつかない、ということがあります。ただ、県は今の基準でしか出せないというルールがありますので、それ以上に上乘せすることはできない状況です。

逆に、実は地下に構造物が埋まっていて、それが補償費では見られていないということがあった場合には、発覚した後に県が知ることなので、そのときは適切に見させていただくというケースはございます。

3つ目の3便益でございますが、基本的に、3便益の中では緊急時や防災対応を貨幣価値に換算すること自体できないということで、今のところその手法が確立していないので、この中には含まれていません。

同様に難しいのが、こういったバイパスが整備されたことによって、新たに企業等が進出してくるというところについても測定できません。道路事業の中では、その部分について本当はほかにも効果があるということはあるのですが、貨幣価値で示すB/Cの手法としてはまだ確立していないので、この中には含まれていない形になります。

【委員】

ありがとうございます。住民から同意が得られないということもありますが、3便益以外の重要性というものを住民の方に説明できるようなデータや資料があれば、もう少し納得していただけるのかなと思います。今後、3便益以外の評価をプラスしていくことも考えていく必要があるのと思っています。

(1) ウ 一般県道 築地吉水線 佐野市 築地

【委員】

1点だけ質問させていただきます。

まずは、丁寧に御説明いただき、必要性や見直さざるを得ない状況はよくわかったのですが、今、人口減少が進んで、それに伴って車の通行量も減っていくと思います。道路を整備していく上で、検討段階のときにそういう状況を加味したのか、御説明いただきたいと思います。

【栃木県】

計画交通量については、7ページに7,800台/日ということを示していますが、この事業に限らず、バイパス道路などを計画する際には、将来交通量を推計しながら計画を考えています。具体的には、このバイパスを整備したときにどのぐらい通るのかシミュレーションして出す手法がありますので、それを利用しています。

将来推計については、約5年に1回やっている全国道路・街路交通情勢調査に合わせて、実際にどのような移動があるかというOD調査というもの、起終点調査みたいなものを併せてしています。地域間によって変わる将来人口の変動なども加味した中で、最終的にこの地点からこの地点に移動する交通がこれぐらいあるということを出されたものを国で取りまとめますので、それをベースに算定しています。最終結果としては7,800台/日ですが、その中には、地域ごとの傾向を含めた将来人口の推移についても含まれています。

【委員】

今回の案件は、どちらかといえばトラックの関係ですので、人口減少とはちょっと違うのかもしれませんが、3つの道路整備のことを考えますと、その辺も重要になっていくのかなと思いました。

【委員】

今回の事業費の見直しとしては、調整池の整備と資材や労務単価の上昇ということで、この辺の増額はわかります。特に、令和元年台風の場合は410mm/日を超えるような降水量で大きな被害があったということで、この道路整備に併せて実施していくという評価については賛同できます。

しかしながら、今回の3つともそうなのですが、コストの縮減の中では、工事に関してのコスト縮減方策しか出ていません。ここは1日1,000台の大型車交通量があるということで、道路に与える損傷は大分大きいと思います。維持管理に関するコスト縮減方策とし

て、今のメンテナンス期間を少し延ばすといった考えをこの事業に取り入れた方がいいと思うのですが、何かお考えがあればお教え願いたい。

【栃木県】

一般論的な答えになってしまうのですが、道路がどんどん整備されていく中で既存ストックが増えてくると、維持管理もやはり増えてくることになります。県としても、ある程度維持管理費を圧縮していくための取り組みを進めているところでございます。

具体的には、舗装の設計に当たって、従来であれば、10年ぐらいで次の補修が必要になるという設計をして、それに合わせた強度の路盤や舗装厚さを設定していました。昨今では20年舗装ということで、もう少し上げていく動きなどもございます。そういったものも含めながらやっていくということで、整備費用は若干上がるけれども、トータルコストとして見ていけば、メンテナンス費用は軽減できます。

あとは、この工事ではないのですが、橋梁関係や構造物などがあれば、極力メンテナンスの少ない鋼材を使うなど配慮しています。

【委員】

そうすると、総費用の中にメンテナンスの長期化等も含まれていると認識してよろしいでしょうか。

【栃木県】

はい、含まれています。コスト削減の記載については、イニシャルコストに対するコスト削減という項目ですので、将来的なメンテナンスの部分は記載していませんが、今回の事業費を算定する上では、そういったものも含めて事業費の計算をしています。

【委員】

3事業の説明が終わりましたので、3事業に対してまとめて、1つ質問と2つコメントをさせていただきます。

1つは、この工事では、今まで人身事故や労災みたいなものは発生していないということでもよろしいですか。

【栃木県】

この工事箇所においてですか。

【委員】

3事業に対してです。質問の趣旨は、工事品質がコストにはね返ってくるので、その意味での質問です。

【栃木県】

事故関係につきましては、県としてもある程度事故防止ということで、施工業者も含めて取り組んでいるところです。実際に人身事故で建設作業員が負傷したということはないのですが、先日、作業中に水道管を切ってしまうということがありました。これは、切ってしまったというより、元々入っていた水道管が少し弱い管だったので、上に乗ったとき

に潰れてしまったという事例です。そういった事故は発生しています。

【委員】

承知しました。人身労災はないのですか。

【栃木県】

はい。

【委員】

発注者側が、そこはしっかり監督する責任がありますので。今のところは、パシッと「ない」と言っていたらいいかなと思います。工事品質は担保されていると理解しました。

コメント2つです。事業の目的は理解しているつもりですし、止めることは難しいですし、止めることはないのかなと思っています。

用地に関しては、あれだけ長い買収予定期間で用地交渉していくと、物価や金利がこれから必ず上がっていくとなると、この計画どおりいくのは難しいのではないかなと思っています。先に用地を売った方から不満の声があがるということになりかねません。よくあるトラブルになる可能性があるので、私からの御提言は、2件目と3件目の事業についてで、2件目は特に2期の工区、3件目では、少し工区を区切って計画を立て直した方がいいのではと思います。余りに長い買収予定期間で、この後どう土地の価格が動いていくかわからないので、リスクがある計画になっているかなと感じます。まずその点を提言させていただきます。

もう1つはコストに関してです。事業として進めることは賛成だと繰り返し申し上げているのですが、コストの透明性に関しては、今回の資料だと少し足りないとは考えています。その部分は改めて提言項目とさせてもらって、県の中で一度検討していただいて、公表してやっていかれるのがよろしいのではないかなということで、コメントを2点させていただきました。

【委員】

ほかの2件もそうだったのですが、13ページで費用対効果分析結果を示していただいていると思います。この件だと、総費用が事業全体で26億円となっています。この26億円というのは事業費の総額とは何が違うのですか。

【栃木県】

厳密には、B/Cで算出するときの総費用については、将来的な維持管理費も含めています。実際のところ、整備費が入ると、その後に全体で50年間の便益をとりますので、その間に発生する費用ということで、維持管理費分についてはCのところに入れてあります。

【委員】

そうすると、この事業に関しては、今回の変更で事業費が29億円になるとなっていて、それに維持管理も足されるということですか。

【栃木県】

はい。全体事業費としては 29 億円です。

【委員】

その場合、費用を、費用対効果を考えるときの総費用に入れてくるということですか。

【栃木県】

維持管理費を上乗せしていることとは別に、B/C算定上の考え方で現在価値化というものがあります。具体的にいうと、令和5年を基準年としてB/Cを算定しているのですが、例えば今年の1億円は来年の同じ1億円ではなくて、来年例えば3%とか4%の利子がつけば、その利子分だけ現在価値から比べると低い価値になってしまうといった、同じ1億円ではないという考え方があります。社会的な割引率として年間4%を掛ける、ということが国からのマニュアルにも示されていますので、イニシャルコストについても、今後投資していく部分についてはちよつとずつ減少していきます。同様に維持管理費や便益の部分も減少していくこととなります。そういった社会的な割引率を乗じるルールになっているので、その分が減少しているということです。

【委員】

その割引率の先というのは、この3件目でいうと令和12年までを見越して計算されるということですか。

【栃木県】

そのとおりです。その分については、12年までの割引率がかかってくる形になります。

【委員】

計画期間が延びれば延びるほど、その部分に関しては総費用が下がっていくということですか。

【栃木県】

算定上はそういう形になります。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

(2) ア 一級河川 柚井木川 小山市 押切

【委員】

排水機場の完成は分かりました。調節池の進捗はどのような状況か説明して下さい。

【栃木県】

事業概要資料右上の航空写真に赤着色している範囲で、調節池を計画しています。昨年度、事業説明会を実施し、細部にわたって地権者と調整を行っています。総事業費 23 億円に対し、用地費は 2.2 億円で、本年度末で 41%の用地買収を完了し、来年度残り 59%を用地買収し、完了したいと考えています。また、買収完了後、令和8年度に調節池を完成さ

せたいと考えています。

【委員】

用地買収を全て完了してからの着工になるのですか。部分的に工事を進めることはできないのですか。用地買収に時間を要すと、結局、事業期間の延伸が出て、コストも増加すると思うので質問します。

【栃木県】

用地買収したところから順次工事を進めます。用地買収が済んだところから掘り込めるよう計画しています。

【委員】

整備後の想定浸水区域について、調節池やポンプを整備しても浸水区域が残っています。浸水区域が残ってしまうのは、調節池の容量不足か、排水能力不足か、どちらの原因で浸水深が残るのですか。例えば排水機場をもう1台とか、排水能力を増やすことによって残った浸水被害を防ぐことは考えられないのですか。具体的に教えて下さい。

【栃木県】

河川は、河川整備計画で、各河川で流せる流量を定めています。柚井木川は、30m³/sと河川整備計画上定められています。例えば、永野川は1,000 m³/s、巴波川は280 m³/sなど、河川毎に流量を定めています。

柚井木川は30 m³/sということで、ポンプで12 m³/s、調節池で18 m³/s、合わせて30 m³/sを排出または一時貯留し、川のバランスをとっています。柚井木川だけ、流す量やためる量を増やすと、水系全体のバランスを崩してしまうことになります。浸水被害をなくしたいという思いもありますが、まずは床上から床下への浸水被害の軽減や、少しでも農地被害を減少させることを、水系のバランスとともに計画し、事業を進めています。

【委員】

ありがとうございました。流域全体で考えなくてはいけないというのは重々承知していますが、調節池の容量をもう少し増やすなど、そういう考えはないのでしょうか。

【栃木県】

県は、河川管理者であり、県ができる範疇は、水系のバランスがとれるところまでとなります。被害があるから必要量を掘れるかは難しいです。

【委員】

では、被害を最小限にとどめるような事業なのですか。

【栃木県】

その通りです。

【委員】

私は農業土木の専門ですが、最近、「流域治水」という考え方があります。水田の多い地域で、上流で田んぼダム等の取り組みが促進されるようであれば、貯水機能が上昇し下流

の湛水被害も防げるため、農政部などと協力・意見交換し進めれば、結果として、より効果の高い事業になると思います。部署が違いますが、連携を強めて行って欲しいです。

【栃木県】

ありがとうございます。まさに「流域治水」のスローガンをモットーに、県土整備部、農政部共に進めています。この地域は、上流側に田んぼダムでためられれば、下流側の被害はかなり軽減できるシミュレーション結果があります。御意見を心にとめ、事業を推進していきます。

意見のとりまとめ

【委員長】

それでは、意見の取りまとめを行いたいと思います。まずは個別審議案件から取りまとめを行います。

「道路事業 一般国道 400 号 那須塩原市 三島・西赤田」について、県の対応方針(案)に対する御意見がございましたらお願いします。

【委員】

3事業に係る内容になってしまいますが、コスト部分に関しては条件をつけた方がいいかなと思います。

2件目、3件目の事業に関しては、工期に関するリスクがありますので。

【委員長】

すみませんが、1事業ずつ取りまとめという形にしたいと思います。同じコメントでも結構ですので。

【委員】

であれば、1件目に関しては、コストに関する精査を1つ織り込んだ方がいいかなと、私は思っています。

【委員長】

ただいまのコストの意見について、ほかの委員の方の意見も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは附帯意見の取り扱いになるのでしょうか。事務局としてはいかがですか。

【栃木県】

事務局です。これを条件としてという理解でよろしいでしょうか。

【委員】

再評価の実施方法の中で、評価委員からの意見というものがあります。事業としての理解というところは特にはないのですが、ここの中での意見について、県の中でもまれるというプロセスがあるのかなと思っただけの発言でした。

【栃木県】

承知いたしました。400号についてはコスト部分、ほか2件については工期の部分について、もう少し精査が必要ではという御意見ということでよろしいでしょうか。

【委員】

1、2、3に関するコストの部分は共通です。

2件目と3件目の事業に関しては、工期の部分のリスクが余りに高いと思っています。これは県にとってもリスクがあると思いますので、その部分に関しては、「工期を区切って検討する」というような意見を評価委員会として取りまとめた方がいいのかなという意味での発言でした。

【委員長】

会議結果資料はホームページ等で公開されるので、今の御意見等がそういうところで公開されるという解釈でよろしいでしょうか。

【栃木県】

はい。

【委員長】

御意見については公開されるという前提で、審議については、対応方針（案）に対して、まずは事業を継続することが妥当かどうかということに対してはいかがでしょうか。

【委員】

事業目的に関しては理解しておりますし、ぜひ進めるべきだと考えます。これはどの事業に関しても同様です。

【委員長】

わかりました。取り扱いとしては、御意見を含めた形で会議結果として公開することで進めたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

次に、「道路事業 主要地方道鹿沼下野線 下野市 小金井」について、県の対応方針（案）に対する御意見がございましたらお願いします。

これについては御意見がないようですので、委員会としての意見内容の取りまとめとして、県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

ありがとうございます。

次に、「道路事業 一般県道築地吉水線 佐野市 築地」について、県の対応方針（案）に対する御意見等がございましたらお願いします。

これについても御意見等がないようですので、委員会としての意見内容の取りまとめを

行いたいと思います。県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

ありがとうございます。

次に、河川事業 一括審議案件について意見の取りまとめを行いたいと思います。一括審議案件は1件だけですが、県の対応方針（案）に対する御意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では、御意見がないようですので、一括審議案件として、県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

異議はないということではよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県知事に報告いたします。

以上